

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>県が名古屋市栄に設置する「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」（以下、「アンテナショップ」という。）の店舗において、物価高騰による影響を受ける農業生産者への支援の一環として、県産農産物や6次産業化商品の販売力を強化するため、中京圏の消費者意見を反映したテストマーケティングを実施するとともに、生産背景や地域情報等とあわせた効果的なPR販売を店内外で行うなど、アンテナショップへの出荷生産者数の増加及び販売額の増加を図る。</p> <p>事業を効率的に実施するためには、岐阜県農業や主要農産物、6次産業化商品を熟知しているほか、観光やイベント実施に関する知識やノウハウが必要であり、アンテナショップの運営管理と一体的に行える民間事業者にする必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県情報発信拠点運営事業共同体は、実店舗運営管理に係る契約『清流の国ぎふ「観光・食・モノ」情報発信拠点開設・運営事業委託業務』（期間R6～R8）の契約先である。なお、平成31年度からアンテナショップを運営し、年間売上が毎年増加するなど、円滑な運営ができています。また、県内生産者との関係性が構築され、店内外でのイベントやフェアを円滑に実施しており、アンテナショップの運営管理と一体的に事業を進めることができます。</p> <p>上記の理由から、契約相手先は、岐阜県情報発信拠点運営事業共同体しかありません。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。